本日の会議に付した事件

平成30年第1回山元町議会定例会(第2日目) 平成30年3月5日(月)午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) ただいまから、平成30年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、4番岩佐孝子君、 5番伊藤貞悦君を指名します。

議 長(阿部 均君)日程第2.一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同 先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長(阿部 均君)12番青田和夫君の質問を許します。青田和夫君、登壇願います。

12番(青田和夫君)改めておはようございます。

平成30年第1回定例会において一般質問を行います。

大綱第1、人事管理と人事評価制度への導入について伺います。

山元町は、震災復興計画の再生期から発展期に移行しましたが、全国各地から駆けつけていただいている派遣職員や地元プロパー職員の尽力により新市街地や拠点設備の完成、JR常磐線や常磐自動車道山元南スマートインターの開通など、今後の発展に向けた基礎づくりが着実に整いつつあります。職員皆様のご努力に対して改めて敬意を表します。

さて、平成26年5月に改正された地方公務員法では人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理を徹底することを求めておりますが、今こそ山元町の発展の基礎づくりに尽力してきた職員の業績を的確に把握し、それを適切に評価するとともに各所属及び各職員の業務量を分析し、組織体制のあり方を検討していくべき時期にあると考えます。

私はこれまで再三にわたり人事評価制度の導入を提案しておりましたが、一昨年第2

回定例会での一般質問に対して町長は7月までに仕組みを完成させ、その後実務的な説明会を実施しながら人事評価に向けた面談を実施する予定で、評価結果は12月の期末勤勉手当に反映させるとともに、平成29年6月の期末勤勉手当への本格的な反映に取り組むと回答されました。

そこで昨年度から現在まで人事評価制度の導入に向けた取り組み状況やそれをどのように人事管理等へ反映してきたか、また人事評価制度における今後の課題等について町長の考えをお伺いします。

次に大綱第2、適正な組織のあり方と業務の平準化についてお伺いします。

新市街地が完成し、町民の暮らしも落ちつき、被災者支援対策などが収束を迎えている中で、これまで全国から応援いただいた派遣職員の確保も難しいと伺っております。 任期付き職員の採用等により職員の数そのものは確保しているようですが、現役世代の職員の派遣がなくなる中で、これまで以上の職員確保は困難となり、徐々にでも組織を縮小や廃止したり、また肥大化した部署を分割するなどの対策が必要でないかと考えます。

このたびの議会で組織の見直しの議案が提出されており、震災復興整備課を廃止する とのことですが、一方では町長の公約や政策を推し進めるためには新たな課の設置も含 め抜本的に取り組まなければいつまでも状況は変わらないのではと心配するところであ ります。そこで町長の考えを伺います。

議 長 (阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。それでは、青田和夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、人事管理と人事評価制度の導入状況等についてですが、本町においては平成28年度に改正地方公務員法に基づく新たな人事評価制度を導入し、個々の職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力や設定した業務目標に対する達成度合いを評価し、その結果を平成28年度期末評価結果、10月から3月の間でございますが、これについては昨年6月期の勤勉手当に、そして今年度期中の評価結果、これは4月から9月まででございますが、これにつきましては昨年12月期の勤勉手当にそれぞれの勤務成績として反映し、支給を行ってきたところであります。

人事評価制度は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものでありますことから、当然勤勉手当のみならず昇給、昇任、昇格、分限処分にも反映すべきものでありますが、これらについては職員の将来を左右するものであり、制度導入から日の浅い本町においては今しばらく評価結果の推移を確認する期間が必要との判断から処遇には反映させていない状況にあります。

なお、具体の反映に当たっては、職員個々の評価結果の一定期間の蓄積と合わせ客観的に昇給、昇任、昇格に反映させるための基準が必要となりますことから、今後基準整備に向けた調査研究を進めながら2年程度を目途に昇給、昇任、昇格に反映してまいりたいと考えております。

限られた職員でより高度化、多様化する住民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには組織全体の士気高揚とより高い能力を持った職員の育成による公務能率の向上が必要不可欠となります。引き続き人事評価制度を最大限に活用し、職員個々の能力や実績の把握に努め、能力実績主義に基づく人事管理の推進を図っていくとともに個々の職員の特徴や欠点を把握して能力開発の促進につなげる人材育成に努め、

町職員全体の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に大綱第2、適正な組織のあり方と業務の平準化についてですが、組織の再編に当たっては、派遣職員撤退後、相当の戦力ダウンが否めない専門分野の事務事業をいかに円滑にプロパー職員が引き継いでいくか、また、震災後の事業量見合いで拡充を余儀なくされた現行組織をいかに身の丈にあった簡素で効率的な行政組織に集約、再編できるかが課題であると認識しているところであります。

具体的な組織体制構築に当たっては、単に拡充した組織の廃止、縮小を図るだけではなく、子育て婚活支援、交流人口の拡大など、現在町が直面する最重要課題に特化して対応する部門のあり方も含めて検討することが肝要であると考えております。このことを踏まえ、今後震災復興関連部門や最重要課題を抱える部門の課・室長を中心に組織のあるべき姿の検討を進め、枠組みを策定するとともに、その枠組みに基づく担任事務等の詳細については各課・室等で実務の中心を担う班長級の職員を構成メンバーとする検討組織において全庁横断的に協議検討を進めてまいります。

また、人的配置については、課長級、班長級による組織検討の中での意見を踏まえ、 特定の部署に過重な負担が偏らないよう各課・室間の業務の平準化を念頭に、適正な配 置に意を用いてまいりたいと考えております。

今後とも限られた人員の中で持てる組織力を最大限に発揮できるよう人事評価結果等も参考にしながら適材適所の職員配置に努めるとともに、職員派遣撤退により停滞することなく、多様化、高度化する行政ニーズに迅速かつ適切に対応し、質の高い行政サービスが提供できるよう、より実態に即した組織体制の構築を図ってまいる所存であります。

以上でございます。

12番(青田和夫君)はい、議長。それでは、1点目の再質問を行います。

人事評価制度は、能力、実績に基づく人事管理の徹底と組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目指すものとされておりますが、山元町においてはどのような視点で実施されたのか町長の考えを伺います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。いわゆる人事評価そのものについてといいますか、基本的な部分のお尋ねかというふうに思いますが、今議員ご指摘の部分もございましたけれども、人事管理の基礎とするためにやはり個々の職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力とあるいはそれぞれ設定した業務目標に対する達成度合いをですね、これをきちんと理解、評価しなくちゃないなというふうなことでございます。そうしたことを一定の様式を整えまして、それをそれぞれの職員が記入をして、いわゆる申告をしていただくというようなこと、そしてそれを上司である者がその申告に基づいて一つ一つ丁寧にヒアリングを通じて相互の評価を確認し合うという形で今進めているところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。では、次に移ります。

人事評価の基本的な仕組みは、能力評価と業績評価の二本立てで評価を実施すること とされ、その評価基準を明示することになっておりますが、山元町での取り組みはどの ように実施したのかお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。全くご指摘のとおりでございまして、評価に際しては先ほど触れませんでしたけれども、大まかに言えばその職員の持っている能力、潜在的な部分も含めてできるだけ把握できるような、そういう評価の仕組み、あるいはそれぞれの機関におけ

る一定の業績がどういうふうに達成できたのかという2つの大きな側面に分けてですね、 評価を実施しているというところでございます。

12番(青田和夫君)はい。今、町長が答弁されたのは二本立てで、要するに能力評価と業績評価 の二本立てで実施したと、そのように理解していいんですね。はい。

> 次に、人事評価は職員の自己申告と評価者との面談により進められるが、課長が所属 職員との面談や評価を行ったということでいいのかお伺いします。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。基本的にはそういうふうな仕組みで対応をしているというふうな状況がございます。なお、もう少し具体的な取り組み状況については、総務課長のほうから補足をさせていただきたいと思います。(「総務課長に聞いてねえ、俺、いらない、いらない」の声あり)
- 12番(青田和夫君)はい、議長。評価通りやっていると、そのような理解でいいわけですね。はい。

次に、評価者が評価が適正であったかどうかはどのようにチェックしていたのかをお 伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。適正なという部分は、先ほど申し上げましたように、それぞれ自己申告、一定の様式での自己申告、これはどういうふうな側面をどういうふうに評価させていただくという事前の取り決め、それの周知徹底をした中でのそれぞれ申告をしていただいておりますので、それをヒアリングを通じて確認をする中でですね、適正な評価につなげるというふうな形をとっているところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。よく解釈すると適正にチェックを行ったということですね。は い、わかりました。

次に、評価者の評価結果については、各職員にどのように示されたのかお伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。個別具体の関係でございますので、これは総務課長のほうから紹介を させていただきたいというふうに思います。(「いらないわ、いらないです」の声あり) いらない。わかりました。
- 12番(青田和夫君)はい。次に移ります。

町長の回答によれば6月の期末勤勉手当の本格的な取り組みとしておりましたが、ど のように反映したのか伺います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私も大筋としては流れを把握しながら取り組んでおりますが、この評価結果については一定の、これまたこういう形で結果は反映するような考え方を前に、前にといいますか、職員の皆さんにお示しをしておりますので、評価結果をその基準にそれぞれ照らし合わせたレベルでの評価内容にさせていただいているというのが基本的な対応の流れになります。
- 12番(青田和夫君)はい。そのような、要するに各個々の職員に対してはきちんと説明を行った と、そのような理解でいいんですね。

次に、何段階に分けて、それぞれ何割の職員になったかなど具体的にお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。個別具体の問題でございますので、総務課長からお答えさせていただきますけれども、私からは基本的にはいわゆる業績、あるいは能力合わせた総合評価を大きく4段階、S、A、C、Dの4段階に分けて評価をしているという実態がございます。その割合等については最近の事例からの割合を総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

- 12番(青田和夫君)はい、議長、12番。
- 議 長(阿部 均君)今回のだけは聞いてください。
- 総務課長(菅野寛俊君)お答えいたします。評価結果の割合ということでございますけれども、通常のベースであればB評価という形になりますが、前回の12月期のボーナスのときの数字で恐縮でございますがお答えさせていただきます。全体の被評価者数のうち84パーセントの職員がB評価というものでございました。A評価を受けた職員につきましては、12. 4パーセントほど、C評価以下の評価を受けた者が全体の3. 6パーセントということで評価結果ということをお示しさせていただきたいと思います。(「訂正」の声あり)
- 議 長 (阿部 均君) 町長から訂正の今ありますので。
- 町 長 (齋藤俊夫君) 申しわけございません。先ほど総合評価の区分を私4段階というふうに申し上げましたけれども、失礼いたしました。S、A、B、Bが欠落しておりました。S、A、B、C、Dの4段階ではなくて5段階でございましたので、訂正方よろしくお願いいたします。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。今課長からBが84パーセントということが報告されましたが、 S、A、B、C、D、E、ランクがあります。その中でBということになれば、勤務成績が特に良好である職員がBの該当になるわけです。Bの今課長が言ったBが84パーセントということですよね。ということは、Bの職員は、84パーセントはそのBの中身に関しては勤務成績が特に良好である職員というふうに明確に総務省の資料には載っかっているんですよ。それで、了解としますが、それでいいんですね。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい。本町の場合におきましては、先ほど町長からも回答申し上げましたとおり、5段階評価でS、A、B、C、Dでございます。B評価につきましては一番標準的な評価になりまして、勤務成績が良好な職員ということでB評価になります。特に良好な職員というのは、その1つ上の段階のAになりまして、A評価が特に良好な職員、そのさらに上のSが極めて良好な職員という形になります。通常の業務を通常にこなしていただくということであればB評価の良好に勤務をしたという職員で評価させていただいているところでございます。(「わかりました」の声あり)
- 12番(青田和夫君)はい、議長。次に、人事評価を期末勤勉手当に反映すると評価を行っていな い年度よりも総支給額が増額することになると考えますが、どのように調整されたのか 伺います。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。お答えいたします。勤勉手当の予算につきましては、一定の率で全体的な予算をとっているところでございまして、その中でその上位のほうの評価を受けた者の評価率、そういうものを支給できる枠組みでは予算化しておりますので、実際通常評価していなかった年度から比べれば当然ながらその割合の部分は高く支給されておりますけれども、予算の範囲内でということでの支給になっているところでございます。
- 議 長(阿部 均君)今の総務課長の補足説明を町長が申し入れがありますので。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。総務課長の説明でおわかりいただけたと思いますけれども、総額自体 は評価前も評価後も変わっておりませんというのが基本的でございます。総額は変わら ないで、その総額の中で評価することによって総額の中の、問題は5段階での配分が変 わるということでご理解を。(「はい、はい、わかりました」の声あり) 総額は前後変わ

りません。そこの中での配分ということでございます。(「わかりました」の声あり)

- 12番(青田和夫君)はい、議長。次に、各課・室ごとに課長や室長が評価すると所属ごとのばら つきが生じることになりますが、町全体としての調整はどのように行ったのかを伺いま す。
- 総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。議員ご心配のとおり、評価者の評価の目線というものは確か に導入当初はばらつきがあるということがございましたが、そういうところをやはり一 人一人の絶対評価ということは基準にはあるんですけれども、グループをつくりまして ですね、グループの中で評価の内容を各課長等で確認しながら、それのすり合わせを行 っていくといいますか、目線を合わせていくというような繰り返しなところを実施して おりまして、そのような中で評価の基準というものを一定程度にしていくというふうな 取り組みを行ったところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。課長が答弁するのは大体想定内で話しておりますから、余り詳 しく話さないでいただきたいと。

次に、人事評価は職員個々の昇給や昇格、人事異動にも反映することになるため、評価者の評価技術が均質でないと不公平な取り扱いになります。また、万が一ごひいき的な評価があると職員の士気低下につながるなど、その影響は非常に大きいものがあります。人事評価制度の適正な運用を図っていくための課題をどのように考えているか町長にお伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほども総務課長のほうのお答えに一部ございましたけれども、どうしてもそれぞれの管理職もそうですけれども、職員個々の申告においてもやっぱり制度に対するなれ、熟度というふうなものが差がございますのでね、これを極力差をなくすということがまず求められるというふうなことで、説明会、研修会を通じてその辺のバランスをなるたけ是正をするような取り組みをしてきておりましたが、加えまして、一定の部署をグループ化いたしまして、グループの間での意見交換をしながらその見方、考え方の少しでも格差がなくなるような、そういう取り組みをしてきているというふうなことでございますので、こういう機会を重ねる中でですね、より客観性のある評価につながっていくんではなかろうかなというふうに考えているところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。そうすると、人事評価の件に関しましては最後といたしますが、 要するに総務省の人事評価の導入の効果例を挙げると、人材育成と職員の士気高揚、行 政のサービス向上、コミュニケーション、人事配置等々書かれております。これを全て 総務省のもとにやっていると理解をしていいのかどうかお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ご指摘のとおりでございまして、我々人事院勧告の給与の関係 もしかりでございまして、人事評価につきましても国の大きな方針、方向性のもとに全 国どこでも通用するような客観的な評価のあり方を模索しながら取り組んでいるという ことでご理解をいただければと思います。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。やめようと思ったんですけれども、今4つの問題を提起して、 それで全て総務省のもとに人事評価を行っていると、最終段階には平成30年度、要す るに29年度までに行うと町長が話をした経緯があります。その中で実際にはこれをク リアするのには、全部通常通り行うには何年度までかかるのか、その点だけお伺いしま す。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。現段階での見通しとしてはですね、もう一年、30年度は現行のスタ

イルを踏襲しながら31年度あたりからいわゆる本格的な反映というふうな形になろう かなという見通しでございます。

12番(青田和夫君)はい、議長。わかりました。当初の計画では29年の6月までには本格的に 取り組むとされておりましたが、時間の都合上、職員の数等々を含めると30年度まで には時間を要すると、そのような理解をいたしました。わかりました。

次に、2点目の再質問を行います。

それでは、今の組織の現状を町長はどのように見ているのか伺います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。組織そのものにつきましてはですね、最初答弁でも触れさせていただきましたように、どうしても震災後の膨大な事務事業を円滑に執行するために組織を拡大をせざるを得ないというふうな状況にあるということがまずございます。あとは当然組織の拡大、拡充に伴って必要なマンパワー、職員の数が絶対数が不足をしているというふうな部分、これが現在抱えている大きな組織的な問題であるかなというふうに思います。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。それでは次に、いつまでどのように組織の再編を行うのかお伺いします。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。いつまで組織の立て直しをというふうなことだろうというふうに思い ますが、まず今の膨大な予算を執行する適正なマンパワー事業確保しなくちゃないとい う大きな背景がございます。おかげさまで新年度のいわゆる全国からの派遣職員につき ましては、おおむね60名程度確保できそうな、そういう状況にございます。これは昨 年度当初から比較いたしますと、約20数名減というふうな状況がございますけれども、 私としては組織を挙げてマンパワー確保に努めた中でですね、一定のマンパワーは確保 できる見通しになったのかなというふうに受けとめております。以前この場で申し上げ たときは50名確保できればなというふうな、そういう感触で私も非常に悲観的な部分 もございましたけれども、何とか60名程度というふうな状況がございますので、そう いう中での組織運営、組織管理をしっかりしていきたいと思っておりますし、残ってい る事務事業を考慮しますと、それから全国の皆さんからの継続したお力添え、マンパワ 一の派遣というふうなことも考えますと、やはり30年度、来年度は大きな節目になる んではなかろうかなというふうには思います。どうしても全国的に県内なり東北3県で の復興状況にはそれぞれ格差がございますけれども、県内の復興状況、特に山元町の復 興状況を見た場合はですね、もう一年何とかお願いしたいというふうな、そういうお願 いの仕方がそろそろ限界かなというふうにも思っているところでございますので、残り 1年で相当の道筋をつけなくちゃないと思っております。

それから、もう一年後になりますと、新庁舎の完成という、そういう局面も迎えますのでですね、いわゆる31年度からは先ほどお答えしたような当面する最重要課題にしっかりと対処できる組織のあり方というのをやはりスタートしなくちゃない、そういう時期を迎えるんじゃなかろうかなと、そんなふうに今考えているところでございます。

- 12番(青田和夫君)はい、議長。次に、課題や懸案事項は数え切れないと思いますが、平成30 年度以降、何を簡素化し、また何に力を入れていこうと考えているのか、町長の考えを 伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今後の業務量的な関係でございますけれども、やはり全体として復興 部門については、先ほど取り上げていただいたように新年度からまず復興整備課を廃止

するというふうな、そういう流れに沿って、例えば復興企画課を縮小なり廃止するといった、そういうふうな流れになってこようかなというふうに思います。単に課を廃止すればいいということではなくて、業務としては当然被災者支援なり、コミュニティー再生なり、心の復興に向けた取り組みをですね、引き続き継続する必要がございますけれども、それは課なり室という単位ではなくて、今度は班レベルに移行する、そういう段階になってこようかなというふうに思います。復興部門を復興の状況に合わせて縮小再編をするとともに新たな課題に対応する組織については全体の縮小を図りつつも分離再編をした中で、先ほどお答えしたように1つの、特定の部署に業務量が偏らないような、そういう組織の再編も取り組んでいかなくちゃないなというふうに思っているところでございます。

12番(青田和夫君)はい、議長。そのようなことでよくわかりました。

次に、課・室によって業務に偏りがあり、職員の健康管理すらできているのか心配になります。これまでも同僚議員から組織の分割や政策を具現化するため、保健福祉課や産業振興課の分割、施設管理部門の強化の必要など、幾度となく述べられてきましたが、今回の組織再編には反映されておりません。このことを町長はどのように考えているのか伺います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ご指摘の部分につきましては、例えば施設管理室についてはですね、途中で新設をしたという状況がございまして、先ほど来から申し上げているとおり、この復興の状況に応じた組織のあり方、部署のあり方というふうなものを絶えず模索してきているところでございます。状況を見ながら施設管理室は設置いたしました。先ほど申しましたように、次の展開としてやはり復興部門の収束をし、当面する諸課題にしっかり対応できる新たな組織づくり、特定の管理職であり、特定の部署に負担を強いることのないような、そういう姿勢での組織の再編、見直しというものが必要だということで、これは1年後には取り組まなくちゃない大きな課題であるというふうに認識しているところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。次に移ります。

スローガンとして「子育でするなら山元町」を掲げ、定住促進対策も含めて相当の支援策を設けているのは評価するところでありますが、今の保健福祉課を見ると、保険給付業務や福祉行政、子育で支援やこどもセンターの運営など、相当の業務量であり、担当課長は気が休まる暇もないと思いますが、この業務配分を町長はどう見ているのかお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど来からお答えしているとおり、私としても保健福祉なり産業振興部門については特に問題意識を持っているところでございますのでですね、繰り返しになりますけれども、やはり子育て支援を強化をせざるを得ない今町が置かれている状況を踏まえますとですね、もう少し子育てなり婚活に特化した形での組織の再編、あるいは産業振興も同じでございます。今、いわゆる産業全般を担っているというふうなことでございますけれども、やはり人口減少社会にあって山元町のにぎわいなり活力を確保するためには交流人口をもっともっと拡大させていく必要がございますので、やはり交流なり観光、商工と場合によっては農政を分離をさせるとかですね、そういった部署の再編をすることによって当面する課題の解決に向けて体制を整えていく必要があろうかなというふうに思っております。

- 12番(青田和夫君)はい、議長。次に、保健福祉課では保育所問題も抱えております。4年前の 町長選挙へ立候補する際、坂元地区にも保育所を建設するようなニュアンスで公言し、 これまでも議会でも何度も取り上げられました。しかし、毎回「地域の意向を確認して」 だとか、「保育所的機能のあり方を考える」だとか、もう4年間建てるのか建てないのか 断言をしておりません。こういった町長の決断力のなさで職員、とりわけ担当課長も不 要な労力を強いられていると思いますが、子育て行政に関する担当課のあり方をどのよ うに考えているのか伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。いろいろ子育てに関してのこれまでの経緯あろうかと思いますけれど も、先ほど申しましたように、当面する課題でございます子育て婚活支援についてはも う少し特化した形での組織を再編してですね、重点的に取り組む必要があろうというふ うな、そういう基本的な姿勢をご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。近い将来取り組んでいただければ幸いと思います。

次に、町長は公約の一つとして交流人口の拡大を掲げております。交流人口の確保はどこの自治体でも重要な取り組みの一つであります。あらゆる施設や資源を活用して交流人口を会得する必要があります。果たして産業振興課の一つの業務として達成できると考えているのかお伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。交流人口の拡大につきましては、1つの部署が完結して対応できるものではないというふうには思っております。例えば深山少年の森なんかにつきましても、これは生涯学習課で所管をしている施設でもございますし、町内の地域観光資源をそれぞれ分担しておりますのでですね、関係する部署を中心として町役場が一体となって取り組む中で交流人口の拡大が可能になってくるものというふうに認識しているところでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。やっぱり行政だけではなかなか取り組むのが大変だと、官民一体となってやって初めて交流人口が生まれると、私個人的にはそう思いますが、たまたまこの前インバウンドの話がありました。インバウンドで話して、広域化をもって進める。ところがインバウンドは相手のまち、国にしてもインバウンドなんですよね。要するに単純に言えば、例えば台湾から仙台に来ました。それで、その聞かれたのが、「日本に10回来ました。でもあなたは何回台湾に行きましたか」と言われたときに「初めてです」やっぱり相手もインバウンドだと、そのような話をされたのは覚えております。ですから、やっぱり文化歴史を知るためには山元町だけ来てもらいたいだけではなくて、アウトバウンドも必要なんではないかなと、そのように思います。ちょっと話はそれましたけれども、済みません。

次に、その産業振興課ですが、町長は新年会でこれまでの企業誘致の成功例を誇らし げに話しておりました。今後も企業誘致へ取り組むでしょうし、そしてここに来てよう やく具体的になってきた農産物直売所の建設も控えております。今の体制でこれらの大 きな事業にできると思っているのか町長にお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど来からのお尋ねに対して私もそれぞれ前向きなお答えをさせていただいているところでございましてですね、そういうお答えを通じてですね、保健福祉課もしかり、あるいは産業振興課もしかりですね、受けとめ方、問題意識は青田議員と共有をさせていただいておりますのでですね、そういうことでご理解を賜りたいというふうに思います。

12番(青田和夫君)はい、議長。今、7点目、6点目、8点目の話を町長にお伺いしましたけれ ども、近い将来取り組むと、そのような理解をしました。

次にですね、公営住宅や防災公園、避難道路や駅前の駐車場など、これまでにない町の管理施設が次々とつくられる中、やはり心配なのは、その維持管理にかかる経費や効率的に管理できる施設管理の組織体制も重要と思われます。今後の町の財産管理のあり方について、どのような体制で対応していくつもりなのか町長の考えを伺います。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。議員のほうからは先ほど来からその一つ一つの問題を取り上げて、そ れぞれの部署についての今後のあり方、ありようということの確認がございますけれど も、全体としてですね、言えますことは、先ほども申しましたように、派遣職員の数が 年々減ってくるわけでございますので、そこの中で当面する町の重要課題が何なのかと いうふうなところを念頭に置きながらですね、しかるべきところにはしかるべき人材、 あるいは戦力を配置投入をしながら時々の問題解決に取り組んでいく必要があるという のが基本的な認識でございまして、施設管理につきましても現段階では室長のもとに 1 つの班編成というふうなことで、必ずしも十分な体制とは思っておりません。これは全 体の復興の進展状況、収束状況等を勘案しながらできるだけご指摘のあったような実態 に即した組織の再編改編をしていかなくちゃないというふうに思っておりますので、復 興整備課を廃止するというようなお話を申し上げましたが、そういうものについては業 務量がまるっきり今年度末で全て完了、収束するわけではございません。当然ながら一 定の業務量はまちづくり整備課なり施設管理室のほうで分担をせざるを得ないという状 況がございますので、その辺を見据えた場合にはですね、係の数の関係も含めて中身を 検討していく必要があろうというふうに思っておりますので、財産管理に特化した班と いうことには必ずしもなりませんけれども、必要な業務量をやはりうまく対処できるよ うな班編成も含めて組織の再編に取り組んでまいりたいなというふうに考えてございま す。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。よりよい分担の矛先をきちっと検討して、できるだけスムーズ に進めるようにやっていただきたいものだと思います。

最後に、私が一番心配しているのは、組織のあり方や職員の士気がまちづくりに直結するということです。町長は4年に1度、選挙という町民の洗礼を受けますが、職員の方々は退職までのために働いていただきます。齋藤町長が就任してからの8年間、震災で数名の職員が亡くなりました。その後も震災復興の重圧でやめていった職員が数々おります。これらの職員はいずれも町にとって優秀で貴重な職員と拝見しておりました。そうなると、齋藤町長の統率力のなさや職員からの信頼のなさなど、疑問でしかありません。限られた職員で町長が掲げる公約を、政策をなし遂げるためには職員の力が何よりも大切だと思います。そのためにも業務量の把握や組織の平準化は必要であります。それらも含め大綱の1点目の人事評価の制度のあり方について質問したところであります。

集中復興期間を終え、今後は将来を見据えたまちづくりを行うことになりますが、だからこそ組織のあり方や人材育成、人事評価のあり方など、なお一層検証し、まずは職員から信用されるよう努力し、より強固な体制で町政に臨むよう申し入れ、私の質問を終わります。

議長(阿部 均君)回答はよろしいんですね。

- 12番(青田和夫君)はい。終わります。
- 議 長(阿部 均君) 12番青田和夫君の質問を終わります。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。 午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (阿部 均君) 10番髙橋建夫君の質問を許します。髙橋建夫君、登壇願います。

10番(髙橋建夫君)はい、議長。髙橋建夫です。平成30年第1回山元町議会定例会において一 般質問を行います。

> 本会議の2月27日に町長の所信表明の中で、「自分の任期はあと2カ月となったが、 誇れる創造的な復興を最後まで完遂させるべく、引き続き町政を担うリーダーとして邁 進していくことを決意した」と述べられました。これからの創造的な復興の中で、その 中でも大きな課題として東部地区の問題を取り上げさせていただきました。

> また、冬の風物詩として定着し、交流人口の増加、町の活性化に貢献しているコダナリエに町として助成していく考えがあるかどうかという視点で取り上げさせていただきました。

具体的には大綱2件、細目2項目、詳細項目5項目を通告していますので、伺います。 具体的に1件目、震災復興の重要課題について。

(1) 東部地区について。

イ、農山漁村地域復興基盤総合農地整備事業(農地整備事業)は換地処分の問題から、 当初計画対象約762へクタールを622へクタールに変更したが、残った140へク タール、内訳として農用地約60へクタール、非農用地の民有地約80へクタール、こ の土地利活用と実現目標時期をどう考えているか。

ここで今後議論を進めていく中で私自身も混同しないように、今進められている農地 整備事業を仮に地区内とします。残った約140ヘクタールを地区外という簡略化した 言葉で進めていきたいと思います。

くどいようですが、きょう質問に立っているのは、この地区外の140ヘクタールの トップの考えということになります。

2件目として、交流人口の増加に関して。

- (1) 冬の祭典コダナリエの支援について。
- イ、会場の小平農村公園駐車場の整備について。
- ロ、農村公園遊歩道の整備について。
- ハ、開催期間中のぐるりん号バスの臨時運行について。
- 二、主催者となるコダナリエの実行委員会が事業規模の拡大を検討しておるようですが、それらに対する支援はないか。

以上伺います。

議 長(阿部 均君)町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。それでは、髙橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、震災復興の重要課題についての1点目、東部地区についてですが、本事業は津波により被災した農用地及び非農用地の整備を圃場整備事業の中で行う換地処分の手法を用いて土地の整序化を図るものであり、防災集団移転促進事業により買い取った宅地と農地が混在した土地の有効活用に資するものと考えております。

また、単なる原形復旧だけではなく、農地の大区画化により面的集約、経営の大規模化、高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指すと同時に地域の整序化を行う目的で事業している事業であります。現在は東部地区の全体面積761.7~クタールのうち、事業に対する同意が得られ、土地の整序化が図られると判断される622.2~クタールについて事業を実施しております。

事業面積が減少した理由としましては、事業の趣旨に賛同を得られなかった未同意者が散在し、事業効果が発揮されないと判断される区域についてはやむを得ず除外せざるを得ない状況となったものであります。そのため、平成28年8月に現在の事業面積622.2~クタールのうち農用地419.9~クタール、非農用地202.3~クタールとして事業区域の見直しを実施し事業を進めてまいりました。

区域から除外せざるを得なかった農用地及び民有地については、平成28年10月に 更新したマスタープランからも除外されている状況でありますが、これらの用地の利活 用策及び実現目標時期については、町としても大きな課題として認識しているところで あります。有効活用を図るため、町内はもちろんのこと関係機関とも連携を図り、現在 実施中の農地整備事業の円滑な推進を図りつつ、今後さまざまな手法を模索しながら検 討してまいりたいと考えております。

次に大綱の第2、交流人口の増加に関してについての1点目、冬の祭典コダナリエの支援のうち、会場の農村公園駐車場の整備についてでありますが、このイベントは平成24年度から小平地区の有志の方が中心となり、小平農村公園を会場に開催しているもので、毎年多くの人を集め、町の交流人口拡大にも多いに貢献いただいております。その会場である同公園は、農村環境の改善を目的に農村在住者の健康増進と憩いの場として整備した施設ですが、計画利用人口を近隣居住者を対象に年間約1,000人程度としていることから駐車スペースを整備しておらず、イベント時には公園西側にある広場スペースを利用していただいております。

また、コダナリエのように町内外から多くの方が来場するイベントのために新たに常設の駐車場を確保することは現状において困難でありますので、イベント実施ごとに臨時駐車場を別途確保していただいております。

なお、農村公園西側の駐車場スペースや臨時に設定する駐車場の出入り口付近につきましては、雨天時等にはぬかるむなど、利用に支障を来していると聞き及んでおりますことから路盤材を補充するなど、利用改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、農村公園遊歩道の整備についてですが、この公園は平成16年度に整備してから10年以上が経過し、また自然素材の舗装材を採用しているためにイベントでの多くの方の利用により摩耗や経年劣化が生じております。今後現状を調査し、舗装材を見直すなどの検討をした上で改修などの施設の更新に取り組んでまいります。

次に3点目、開催期間中のぐるりん号バスの臨時運行についてですが、これまで町の一大イベントであるふれあい産業祭においてぐるりん号として運用している車両を無料シャトルバスとして活用した実績があります。コダナリエにつきましても交流人口拡大

につながる町を代表するイベントでありますことから臨時的な運行について実行委員会 の皆様とも相談させていただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、事業規模の拡大に対する支援策についてでありますが、コダナリエに関しましては平成20年度のイベント発足から年々来場者が増加しており、今年度は2万4,000人を記録しております。先般コダナリエ実行委員会の方々とお話をさせていただいたところ、電飾資材の老朽化や遠方からの借用に大変苦労されていると伺ったところであります。この冬の風物詩となったコダナリエは、震災からの復旧・復興をなし遂げるべく一つの地域おこしから始まったものではありますが、昨今では県南地方を代表するイベントとして知られ、来場者の中には仙台ナンバーの車両も多く見られるようになってまいりました。これらを踏まえ、新年度予算において電飾資材の更新費用や新たに取得する経費の一部を助成し、さらなる集客の向上と規模拡大につながるよう支援してまいりたいと考えているところであります。

今後もコダナリエを初めとする地域や団体が取り組むイベント等を支援するとともに、 交流の拠点となるべく地域資源や活動に関する情報を積極的に発信し、なお一層の交流 人口の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

10番(髙橋建夫君)はい、議長。大綱1の件なんですが、先ほどお話ししました地区内の事業、 これから外さざるを得なかったと、これは私も全体の整備事業を推進する上で政策的に も、あるいは技術的にも間違った方策ではないと理解をしております。

しかし、残念ながら残された事実となる地区外のこの140ヘクタールの対策は非常に大きな課題で、回答にも今度関係機関と連携して模索していくと、そういう状況であればですね、なおさらトップポリシーや何か事を起こすときのトップセールスというか、それが今後最も重要になるのではないかなと、まずはその辺を伺っておきたいと思います

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私としては復旧・復興のステージ、進展状況に応じてですね、それぞれ答弁する問題解決に向けてスローガンなりキャッチフレーズなりを掲げながら取り組む中で一つ一つの課題解決に取り組んできたところでございます。おかげさまで東部についてもこの4月からですね、一斉に営農が展開できるような状況になり、排水問題猶予を含めるともう一年時間を要しますけれども、次の展開は議員ご質疑のように非農用地をいかに有効な土地利用にしていくかということが極めて大事な問題になってきますのでですね、農地整備事業が一定程度これからめどがつくという状況がございます。とりあえずは一時指定というふうな段階、そしてまたいわゆる本換地というふうな、そういう段階をこれから迎えますのでですね、それはあと並行してこの土地利用、いわゆる区域外と称される部分についての有効活用について意を用いてまいりたいなというふうに常々考えているところでございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。先ほど来、これからこれからというお話なんですが、大きな視点で3点ほど今後のために伺っておきたいと私は思います。

まず、今模索していくという、検討していく第2段階としてやっていくということになると余り細いことは聞けない状況に今あるわけなんですが、糸口を示さないとなかなか進めないのかなという観点からお話をさせていただきたいと思います。その一つはですね、換地の同意の問題というのが一番問題だというのはこの質問の中にも入っている

し、皆さんの理解の中でも一番大変なのはいかに同意を得るかということに尽きると思うんですね。それを承知で今ここに立たせてもらって話をしているわけですから、例えば農地、先ほども約60~クタール、この辺が同意を得られないというのは、要するに一言で言えば自分たちでつくりたいという方々が多いんだろうというふうに推察されます。そうした場合に、要するに交換分合というか、こういうようなことを試みて、その土地利活用に集約していく、あるいは一つにしていくということで町が意図するような方向での整備ができないかということが一つ。

それから、非農用地、例えばですね、サンライズビーチとか、新浜、それから磯、過去に別荘地となっておったところ、こういうところ今決して努力をしていないというふうには私は言っていません。そういうところを大きな事業として構想を持ち、それを要するに町民の方々に理解を求め、熱意が伝わって、それで同意に向いていくというのも、これ今の時点でのトップの構想というのは一番大切なんでないのかなと、そういう視点でちょっと事例を挙げさせてもらいましたけれども、町長その辺の見解どう思いますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これまでの取り組みの中では、この事業を推進する組織を設けている中で、非農用地については非農用地の部会などにおいて土地の集約化、有効利用についてもいろいろと意見交換、検討を重ねてきているというふうな基本的な部分がございますが、今2つに分けてお尋ねがございましたけれども、まず農用地については当面各所有者が個別に耕作していくことになろうかなというふうに思いますが、別荘地等のいわゆる非農用地についてはですね、当面の利活用方法は現段階では決定していないという状態ではございますけれども、今後有効活用図るためにはですね、関係機関と連携を図りながらですね、さまざまな検討を行っていく必要があるなと思っております。例えば、この点在した土地の集約を図りながら土地の有効活用を行う前段としてやはり交換分合制度の活用、あるいは土地区画整理事業を導入してですね、例えば、これは例えばという、現段階でありますけれども、環境エネルギー事業等の企業誘致の可能性を検討していくということなどが考えられるのかなというふうに思っております。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。私が申し上げた例えば事例として交換分合とか、そういった大きな事業をそこに非農用地のところに埋め込むというようなことは町長の頭の中では構想の段階なのか、妄想の段階かわかりませんけれども、そういうことでは描いているということで理解してよろしいんですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今回お尋ねのありました部分につきましてはですね、私のみならず担当部署においても同様の問題意識でおりますので、これも先ほどご指摘いただいたように、推進組織にかかわっている皆さんだけではなくてですね、町全体として残された除外された農用地なり、非農用地をいかに有効に活用していくことがこれからのまちづくりに非常に大切なんだということを共通理解していく必要があるだろうというふうに思っております。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。じゃあ今私が言ったのは的外れているという意味ではなくて、 それも視野に入って進めていくという形で理解してよろしいですね。

そうすればですね、そうしたトップの考え方とか、推進母体、そういった一丸となってこれから進めていくというのが一番大切なことだろうと思うんですが、先ほど先輩議員のほうからも今後復興の進捗の先を見た場合の組織の統廃合というものが進んでいくわけですけれども、この関連の今仮に企業誘致だ、それから交換分合だ、いろんな環境

エネルギーの問題だとか、そういうものを考えた場合にそれらの関連はどのような組織 運営、細いことは結構です。町長としてはこんな機能を持ったような組織運営をしてい くんだと、この部分に関してですね、その辺のお考えがあれば伺っておきたいと思いま す。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。まず、東部の基盤整備については先ほど申しましたように、残された 排水基盤整備、それから土地の換地という部分が出てきますので、一定期間は今の組織 体制を温存といいますか、継続をせざるを得ないだろうというふうに思っておりますが、 産業振興面、有効土地利用という点ではですね、これは産業振興課をもう少しいい意味 で再編をする中でですね、有効な土地利用につながるような企業誘致にもっと重点的に 取り組めるような体制づくりを進めていく必要があろうかなというふうに思っておりま す。
- 10番(髙橋建夫君)はい。先ほどの先輩の議員の組織の中でもお話があったんですが、産業振興課ですか、この負担というのはすごく企業誘致からいろんな意味での、産業6次化とかいろんな取り組みが入ってきます。そういった負荷がかかるということが一つ。それから東部地区の基盤整備推進室、実際は32年度までの換地業務だけで手いっぱいだと思うんですよ。ですから、私がここで再三申し上げているのは、その今に基盤室が特化している間に次の第2次を走らせる組織を事前に準備しておかなければならないということでお話させてもらっています。その辺を慎重に具備させてもらって進めてもらいたいなと、これは回答いりません。

それから3番目なんですが、実現の目標時期、これはですね、今の現状から察すると、地区内の整備だけで32年度までは手いっぱいだというふうに判断します。しかし、次のことを考えればですね、地区外の実践できる計画や組織体制、再三お話していますけれども、それは町が言う30年度、震災復興はもう終わりますからそこまではできませんよね。国のいう32年度、これまでにはその計画なり、アクションが起こせるような体制にしておかなければ予算申請上も含めて考慮した場合にきちっと踏まえておくべきではないかと思うんですがいかがですか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。議員ご指摘のような今進捗見通しにあるというふうなことでございましてですね、まずは当面は今置かれている課題をクリアするためのエネルギーをそこの投入しつつも次の展開を並行して模索をしていく必要があろうかなというふうに思います。基盤整備には一定程度めどが立ちつつございますのでですね、次の有効な土地利用に向けての体制を順次問題意識を持ちながら整えていくというようなことで考えてまいりたいなというふうに思います。
- 10番(髙橋建夫君)はい。私はこの問題を取り上げたのは、長い間置き去りにならないかという ことが一番危惧されるということで取り上げております。そうさせないためにもあらゆ る手を使ってですね、これを解決していくんだということで、改めて強く問題提起をさ せていただきたいというふうに思っております。

それともう一つはですね、関係機関と連携をとっていくと、これは当然なんですが、 今地区内の事業というのは県絡みでやられていますね。再三私が今お話ししているのは、 まずトップ構想が町をどう持っていくんだ、それエリアをどう持っていくかというトッ プ構想、それから県サイドから見た場合には、その震災後の復興の視点からいうと、こ の福島一番近いこの仙南どうするか、あるいは沿岸部の震災を受けたところのきょう出 しているテーマというのは恐らく共通しているところがいっぱいあると思うんですね。 だから、そういうところをやっぱり老婆心ながら県とのコネクションというのが一番大 切になるんでないのかなと私は判断しているんですが、釈迦に説法かもしれませんが、 その辺は町長はどう考えられておられますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これまでの企業誘致等につきましては、当然県との連携なしに推進できるものではなくて、これまでの実績大半については県との連携によって実現してきたものでございます。もちろん担当部署の課長を中心とした担当班の相当な努力の積み重ねというふうなものも、これは忘れてはならない大きな要素ではございますけれども、やはり町だけでいろんな諸課題を解決していくというのはなかなか厳しい面がございますのでですね、引き続き県と必要な連携をとりながら東部地区の残っている土地の利活用を積極的に推進をしていかなくちゃないなというふうに考えてございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。この件につきましては、詳細についてですね、本日の内容を踏まえて常任委員会等で今後調査をしていきたいというふうに思います。

では次の件についてですが、大綱2、交流人口の増加について。

コダナリエの支援を私が取り上げた理由3つほどございます。まず、ちょっと長くなりますけれどもちょっと聞いてほしいんですが、1つ目は、一昨年、第18回伊達開拓ふるさと従兄弟まちづくりサミットというんですか、そこの中で「訪れたくなるまちの魅力とは」というパネルディスカッションがございました。その際、会場の自治体なんですが、滝口町長ですか、町長から山元町のコダナリエを目指していきたいということを強調されました。私は最初多少社交辞令かなとも少しは思ったんですが、よく調べてみますと、かなりCMもしているし、力も入れている。町としてですね。それから、実際この29年度もコダナリエの実行委員会を訪れて、そのイルミネーションのこだわった手づくりの準備作業の段階からしっかり聞き取り、学び、コミュニケーションを図っていたということが、これは一つの客観的に外から見た評価なんだろうと私は思います。それから、2番目に来場者及び参加者がスタートした24年度は4,000人、28年度が2万人、それから29年度は先ほどお話あったように2万4,000人、これは自己努力、実績だと思います。

3つ目が、コダナリエ実行委員会31人ほどで今構成されているようですけれども、 震災後、町が受けた多くの皆様方に受けたこの支援に対して感謝の意を発信したいとい う意向で始まって、応援してくれる企業と取り巻く人々と共存していくことが一番の狙 いだと、これから先も町の観光モデルになるよう努力したいということで、この理念が しっかりしているなと私は判断しました。

それで、このことを含め、改めてですね、町長がコダナリエの実績評価、これについて端的に見解を伺いたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ただいまのご質問につきましては、1回目の答弁でもですね、触れさせていただいたように、県南を代表する冬の風物詩だということに私は尽きるんじゃなかろうかなというふうに思います。そしてまた今ご紹介で言ったような現に相当数のですね、町外からの方々に交流人口として足を運んでいただいていると、町の当面する大きな課題にも大変貢献をいただいている一大イベントに成長しているというふうな、そんな認識でございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。町の観光PR雑誌にこういうものを出しているようですから、

あえて理念とか現状調査と一致しているなということであえて伺いました。

いろいろ質問を出したんですが、前向きな回答を頂戴しているので、要点だけかいつ まんでお話しさせていただきたいと思います。

まず、基本的にはですね、小平農村のまずは公園の整備として傷んだ遊歩道なり西側の駐車場とか、その辺の駐車場であれば路盤整備を、あと遊歩道もやっぱり基本的には粘土質なので水はけが悪い。そういうもので舗装材を見直すというような積極的な回答をいただいているので、それは実行委員会の方々と話を煮詰めてもらえればいいのかなと思います。

それから駐車場なんですが、今回もかなり広いスペースを拡大したんですね。それでも彼らの、あくまでも臨時ですね、臨時としては、見学する時間平均が大体20分で見込んでいるようなんです。それから見ていってもその期間中不足するのがあると、かなり困難な問題だなというふうにはあるんですが、町有地なんか隣接しているところにあればお貸しできるとかというのはあるんでしょうけれども、その辺は町長としては担当部署の回答はいいです。町長として検討させるような意思があるかどうかだけきょうの時点では伺っておきたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。駐車場の確保対策につきましてはですね、先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、実行委員会として周辺の空き地をですね、確保されているというふうな実態がございますので、問題はそこへのアクセスなり、駐車場そのものの雨天時等を考慮した対策・対応を町としてどういう形で支援すべきかというふうなことに尽きるんじゃなかろうかなというふうに思ってございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい。では、検討の上、その辺は実行委員会のほうと再調査していただいて 進めていただきたいなというふうに思います。

それから、ぐるりん号の臨時運行なんですけれども、今後検討していくということになっています。まずは自分自身、実行委員会もまず安全第一ということと、一番は町内に足のない、要するに交通弱者の方に見てもらいたいというのが一番の願っていることなんです。その辺を加味していただいて、35日間丸々全部とかという負担のかかるようなことでなくてもですね、週に2日とか、そういう実現性のある形で話を詰めていただきたいなということをやんわりと申し上げておきたいと思います。

それから、最後の質問の中にですね、コダナリエの実績や現状調査で支援をしていく、助成をしていくという、方向性が今回見えているようなんですが、また一方ではコダナリエの実行委員会は、イルミネーションの数を今手づくりで25万球照らしているんですが、それをかなりの数でふやしたいという意向と、それからビデオをつくって施設に配布をするとか、そのほかいろんな計画をお持ちのようです。そういうところも踏まえた上で、今後それらを一定の期間、助成していくのであれば一定の期間継続していくとか、そういうような考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。現在町内でのコダナリエのような交流人口の拡大等に資する動きがほかにもございますので、そういう関係等の整合性、バランスというふうなことも考えた場合ですね、とりあえず単年度で支援すべきなのか、状況をそれだけ勘案しながら継続的な支援につなげていくべきなのか、この辺はもう少し状況を見させていただきながらですね、検討をしてまいりたいなというふうに思います。いずれにしてもせっかく県南の風物詩になったコダナリエでございますのでですね、町としてもできる限りの支援は

惜しまない、そういうふうな方向で進める必要があろうかなというふうに思います。

10番(髙橋建夫君)はい。産業祭に次いでですね、今のところ第2位というイベント、民間のいちご狩りとかという企業で営業しているのを除くと断トツに産業祭とコダナリエはクローズアップされていると思うんですが、その辺の評価を見てぜひ検討していただきたいなということで、この辺でこの問題についてはとどめておきたいと思います。

最後になりますが、今回交流人口の増加の視点であえて一例を挙げてコダナリエの件を挙げて質問しました。多くの自治体が今少子高齢化で集落機能が非常に低下していくということが取り上げられております。このコンパクトな既存集落からですね、町の存在を示し、活性化に通ずる努力に対して少しでも応えていくのが私は行政の務めでもあり、先ほどの回答がその方向に向いているのかなというふうに理解をしました。そういう見地からもですね、しっかりとフォローしていただいて、町の将来のためにつながるようなものにしていただきたいなというのが本音です。最後に町長の見解を伺って私の質問を終わりとしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私は小平地区のまさに世帯数、人口で言えば町内でも下から数えても早い、そういう行政区の皆さんがですね、非常に大きなイベントに取り組んでいるというようなことでは私はこのコダナリエのオープニングイベント開催する際にもお話し申し上げているのは、小さな小平という行政区が広いネットワークを活用しながらまさにビッグなイベント、交流人口に拡大する、貢献するビックなイベントを実施していただいていると、そういうことに心から感謝申し上げたいというようなお話をさせていただいているところでございますのでですね、そういう取り組み、まさに先ほどもご指摘いただいたように実行委員会の皆様が町のモデルになるような、そういうイベントにしたいと、その思いを大切にした行政としての支援のありようというようなものをしっかりと構築していかなくちゃないだろうというふうに思ってございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。今のスマートフォンの情報の広がりというのが非常に日々早いんですが、何か手を打てば広いエリアの人にすぐに伝わっていきます。そういった観点からもぜひ前向きな検討をお願いして終わりたいと思います。
- 議 長(阿部 均君) 10番髙橋建夫君の質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。 午前11時59分 休 憩

午後 1時20分 再 開

- 議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長(阿部 均君)1番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。岩佐哲也でございます。

平成30年第1回山元町議会定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大綱第1、畜産臭気、公害防止と環境対策についてでございますが、これは当町内ではございませんが、亘理町との町境に牛舎建設の話がありまして、牛橋地区で説明会が2回ほどあったと、その中で私が非常に気になったのが、山形県内から山元町に

移住をしたと、山形県内で牛のにおいに非常に悩まされたと、半分ノイローゼ気味になったということで、山元町にはそういうものもないし非常に環境がいいということで越されたと、ところが越してきたらすぐに近くに牛舎ができると、しかも6,000頭だという非常に悩んでおられる方が、これは安心・安全を標榜する、安心・安全を確保しなければならない、まず町民の安心・安全するという観点からすると町で何としても取り上げて対策を立てるべきではないかということで私はこの問題を今回取り上げたということでございます。細目にわたりまして申し上げますと、牛舎建設計画周辺地区である牛橋地区等を悪臭防止法に基づく規制地域に指定すべきではないかというのが1点目でございます。

それから2点目、我が町もごみ問題や悪臭問題対策に対する包括的な環境基本条例、町の美化についての条例があろうと思いますが、ごみや悪臭に対する問題を取り上げる条例というのはない。これは亘理町その他近隣市町村では条例を制定している。環境基本条例を制定する考えはないかどうかというのが2点目。

3点目、牛舎敷地境界の規制基準、気体排出口の規制基準、それから排出水ですが、水の規制基準というものはこの悪臭防止法に基づく最低限の基準を法で定められたもの、これをちゃんとクリアして建設に当たってはしてもらわなきゃならないんですが、こういった問題は確保されているのかどうかね。3月に土地の売り渡しをすると亘理町に行ってきまして確認しましたらそういうことだと、もうすぐそこに計画が進んでおるということで一体防臭に対するいろいろな規制がクリアできているのか、法的な部分で。

4点目は、悪臭防止及び汚水排出防止等公害防止に対しての覚書、町からいえば協定 といいうことになるかもしれませんが、地区でいえば覚書、これを取り交わすべきでは ないか。そういう方向で進んでいると思いますが、その辺の確認をさせていただきたい。

5点目は、臭気等公害防止対策として臭気発生減少対策、これが何よりも大事であります。これが基本でありますが、牛舎と町境の緩衝地帯、いわゆる牛橋地区、あるいは花釜地区まで、あるいは横山、小平までに風が強くても来ないような、そういう対策をするということも含めて、まず一つに緩衝地帯なんかを設ける必要があるんではないかと、それはどんな話になってんのかという、申し入れをする必要があるであろうと、どういう考えかお尋ねします。

6点目は、いずれにしても地元の自治会の問題ということじゃなくて、亘理町や県、 あるいは県の本庁や家畜保健衛生所ととも綿密に連携をとりながら地区住民の不安解消 に応えるべきではないかと、一体そういう情報交換、打ち合わせはどこまでどんなふう に進んでいるのか、あるいは今後どうする予定かをお伺いします。

最終的には防止法に基づいてきちんと最低限の安心・安全な生活が送れるような状態 にすべきではないかというのが 1 点目の細部にわたる。

2点目、大綱の第2点は、町政運営に関する町長の考え方及び取り組む姿勢ということでお尋ねします。

この27日に町長選に立候補されるということで表明されましたので、このタイミングを捉えまして、これはどうあるべきだということではなく、あくまでも町長のお考えを聞くということで、これを議論するつもりはございませんが、町長のお考えになっていることをお伺いするのが1点目。

2点目は、我が町の町政運営を「楕円の哲学」、これは68代総理大臣の大平正芳さん

が若いときから、たまたま私は学生時代にこの言葉というか、話を聞いたということで心に残っていたものですから、私もこれを非常に参考にしているという意味も含めて「楕円の哲学」で当てはめると一体どうなのかと。ただこれだけ言うとなかなかわかりにくいと思うので、事例として被災者支援、昨年の、古くは3年前、5年前からですが、昨年の5月からいろいろ議論があった6月で、12月にある程度のめどが最終的には採決になりましたが、その経過においてどんなふうな判断でどういうあれなのかということが2点目。

それから3番目で、「情と理」ということですが、これも後藤田正晴さんの副総裁、自民党官房長官ですか、やられた方で私も本を買ったりして非常に参考になっているということも含めてこれに当てはめてみるとどういうことになるのかということで、例えば被災者支援に関することで、この「情と理」という観点からするとどういう判断をされるか。あるいは今回提出の第6号議案、これは特別職の手当ということになりますが、これを「情と理」という観点から分析すると、どういうお考えかと。これはどうあるべきだということではなくて、参考までに町長の基本姿勢、方針をお尋ねするものでございます。

そして4点目は、住民への情報の提供、その方法、あるいは住民との意見交換をどの程度、どんなふうに重要にお考えになっているのか。特に先ほど申し上げましたけれども、町長選に今度立候補されるということですから、何人立候補、当選されるかわかりませんが、今度担うとなった場合には、これはどうお考えになっているかということをお尋ねするものであります。

5点目、政策遂行に当たり住民や議会、あるいは職員との合意形成、意見交換、情報 交換、あるいは職員なり議会なりの意見、そういったものをどう議論して、最終的には 合意形成のもとに執行していただくというのがベストだろうと思いますが、この辺をど うお考えになっているのかと。

以上、11点についてお尋ねするものであります。

議 長 (阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。それでは、岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、畜産臭気、公害防止と環境対策についての1点目、牛橋地区を悪臭防止法に基づく規制地域に指定すべきについてですが、ご指摘のありました牛舎につきましては、亘理町の吉田東部地区、本町との境界に建設が予定されております。事業内容としましては、肥育、繁殖、育成の合計で6,000頭の大規模牛舎となっており、臭気に対する周辺住民の不安については、町としても把握しているところであります。

臭気に係る規制地域につきましては、町村の意見を聞きながら県が指定することとなりますが、町といたしましては悪臭を未然に防ぐことが肝要でありますことから、規制地域の指定以前にまずは牛舎建設が計画されている亘理町や県などと連携しながら周辺への影響が出ないよう対策を講じる取り組みを求めてまいりたいと考えております。

次に2点目、環境基本条例の制定についてですが、本条例は良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とし定めるものと認識しております。本町においても基本条例制定の是非について、今後議論を深めてまいりたいと考えております。

次に3点目、牛舎建設敷地境界等の規制基準が法の規定をクリアしているのかということについてですが、事業者は各種基準をクリアするべきであるため、基準は満たすものと考えておりますが、臭気については感じ方に個人差があることから、数値にかかわらず今後も悪臭を未然に防ぐ取り組みを求めてまいりたいというふうに考えております。次に4点目、悪臭防止及び汚水排水防止等公害防止に関する覚書についてでありますが、昨年12月に行われた第2回住民説明会の際に、牛橋地区から覚書の締結について要望をいただいているところであります。町といたしましても本町を含めた覚書の締結に向けて内容の協議を行っているところであります。

次に5点目、臭気減少対策及び牛舎と町境との緩衝緑地帯の設置等の申し入れについてですが、これまで臭気減少の具体策としてふん尿をおが粉に吸収させること、畜産用消臭剤を散布すること、施設周りに防風対策として樹木を植栽すること、デオマジックと呼ばれる消臭対策を導入することなど、事業者から説明を受けているところであります。町といたしましては、これらに加え、敷地内で臭気が発生する施設については風向きの影響を加味し、悪臭防止に効果的な配置となるよう強く求めているところであります。今後とも亘理町や事業者から情報を収集しながら必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に6点目、亘理町や県との情報交換及び連携の進捗状況と今後についてですが、進 捗状況につきましてはこれまでもお答えしてきたとおりでありますが、今回の牛舎建設 地が亘理町内であることから、亘理町の担当課である農林水産課、町民生活課、県の担 当である塩釜保健所岩沼支所等と連携しながら取り組んでまいりました。今後も特に臭 気については適切な処理、風向き等を考慮した配置や作業、植栽による拡散防止など、 近隣住民の生活環境を損なわないよう亘理町や県と連携を密にし取り組んでまいりたい と考えております。

次に大綱第2、町政運営に関する考え方と取り組み姿勢についての1点目、町政運営についての政治信条についてですが、平成24年4月の町長就任以来、明るくにぎわいと活力ある誇れる町をつくるべく再生、リフレッシュ、活力創造をキーワードに我が町の将来を見据えつつ、町の活性化、町民の幸せ実現のために町民、議会、行政が一丸となり取り組むべきであるとの思いを持ち続けながら町政運営に努めてきたところであり、現在においてもその思いに変わりはございません。今後とも対話と協調、連携による合意形成と政策反映、町の総力を結集、協働する「チーム山元」による町政を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、我が町の町政運営を「楕円の哲学」に当てはめた場合についてですが、これについては先ほどご紹介ありましたように、故大平正芳元首相の政治哲学を言いあらわした言葉として知られており、いわゆる一つの中心から等距離の点を結ぶと円になりますが、2つの中心から距離の等しい点を結ぶと楕円になることを行政運営になぞらえ、行政には楕円形のように2つの中心があり、その2つの中心が均衡を保ちつつ運営されることが望ましいとの考え方と理解しております。その中心の2点というのは、例えば1点は行政側の視点、もう1点は住民、利害関係者の視点と、そういう構図になろうかと思いますが、実際の行政運営に当たってはそのどちらにも偏り過ぎず、両者の均衡、バランスと調和の中で運営されるのが望ましいとの政治哲学であろうと思慮されるところであります。

これを被災者支援の方法等についてどう考えるかというご質問に当てはめれば、国の制度、支援の対象とならない方々に対する独自の支援体制を構築するなど、被災者の方々にできるだけ寄り添った支援のあり方を検討する一方で、財源や制度上の制約、対象範囲の広げ方など、町政運営全体のバランスを考慮しながら支援内容をお示しさせていただいているところであります。その結果、被災された方々それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援を実施できているものと考えております。

次に3点目、我が町の町政運営を「情と理」に当てはめた場合についてですが、私は常日ごろから「大事は理をもって決し、小事は情をもって、情けをもって処す」これを心がけなければならないと考えております。町政運営に当たっては法令や各種制度に基づき論理的、合理的な視点から政策、施策を実行していく必要がある一方で、個別の事業を実施する上では町民一人一人の心情や取り巻く事情に思いをはせ、寄り添うことが重要であると認識しております。したがって、2点目の質問でもお答えしたとおり、行政運営はバランスが肝要であります。基本的には情理一体の町政運営を目指し、各種施策事業の展開については、住民、あるいは当事者の方々のご意見、ご要望を踏まえつつ、財源や制度上の制約、事業の優先度など、町全体のバランスを考慮しながら進めているところであり、被災者支援に関することにつきましてもさきのご質問でお答えしたとおり、さまざまな事柄のバランスを検討した上でご提案させていただいております。

なお、今定例会に提案いたしました議案第6号については、平成22年3月に策定した行政改革大綱実施計画書、いわゆる集中改革プランにおいて、常勤特別職の給料については平成23年度以降に改めて検討するとしていたものが、震災の影響で検討ができず、減額支給が継続のままとなっていること、また、給料の減額支給は政治的判断が色濃い施策であることを鑑みた場合、町長の任期満了を4月に控えている現段階において、次期町長に引き継がない形にすべきとの判断から提案したものであります。

次に4点目、住民への情報提供方法や意見交換等の重要性についてでありますが、町からの情報提供手段としては、広報誌やホームページのほか、キラリ山元メール配信サービスや防災行政無線等があります。また、前身のふれあいトークも含め、就任後4度にわたり町民懇談会を開催し、私自身が町政の状況等についてご報告するとともに直接町民の方々と意見交換する機会を設けさせていただきました。一方、そうした機会を通じて感じたことの一つとして、町では広報誌やホームページの充実に努めておりますが、それらをご覧いただけていない方も相当数おられるということであります。そして、町の状況や方針等についてご理解をいただかないままご意見やご要望をいただく場面もあったと感じたところであり、あらかじめご理解いただいている出席者の方と町民同士での議論に発展する場面なども見られたところであります。

しかしながら、町民の皆様にご出席いただき、ご質問にお答えする中で疑問を解消し、 ご理解をいただく場面も多々ございましたので、このような機会をなるべく多く設定し、 情報提供、意見交換を通じて情報共有を行うことは、町全体が同じ方向性のもと発展し ていく上で非常に有意義なものと認識しております。

次に5点目、政策遂行に当たり住民や議会、職員等との合意形成の必要性、重要性についてでありますが、1点目の回答の中でもお答えしておりますが、基本的には町の復旧・復興、持続可能なまちづくりの実現に向けては我が町の将来を見据えつつ、町の活性化、町民の幸せ実現のために町民、議会、行政が一丸となって取り組むべきであると

考えております。一方でこれまでの震災後における町政運営を振り返りますと、限られた体制、時間の中でスピード感のある復興をなし遂げるため、精いっぱいの努力を重ねてまいりましたが、このような厳しい状況下において、合意形成を行うことの難しさを痛感したところでもあります。まちづくりは、みんなで一つのものをつくりあげるチームという意識が大切であると考えております。

今後とも町民一人一人が復興の主体となり、町の総力を結集、協働する「チーム山元」 として心を一つに町政に取り組めるよう対話と協調、連携による合意形成と政策反映に これまで以上に意を用いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

まず大綱第1の1点目、悪臭防止法に基づく規制地域に指定を申請すべきではないかということに関しまして今第1回目の回答をいただきましたが、これでは、この返事では検討するとか、検討しないとかいう部分が全然なかったんですが、検討するという方向なのか、それとも検討する必要ないという判断なのかちょっとお尋ねします。それによって今後の質疑の中身をいろいろ具体的に、なぜ必要で冒頭にこの質問を持ってきたかということの背景を後で説明しますが、まずその前に基本的に制定するお気持ちがあるのかないのかを確認させていただきたい。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。1回目の回答で申し上げましたように、必要な手だてを講じることが 大切なのかなと思う一方でですね、必要に応じてやはり必要なものは町としても議論を 深めながら準備を進めていく必要があるのかなというふうに思っております。基本的に はですね。ただ、規制地域についてはですね、議員もいろいろとご確認されているとい うふうに思いますが、基本的に県が指定するということに、規制地域につきましてはで すね、そしてまた住居が集合している地域なり学校、保育所とか病院など、いわゆる多 数の人が集合して利用する地域などを対象に指定することになるというふうにも承知し ているところでございます。いずれにしても県のほうにおいてですね、当該の自治体、 あるいは専門家からの意見を考慮して指定の有無について判断することになるのかなと、 そういうふうな基本的な認識を持っているところでございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。指定するつもりはないということでなくて、事情によってはという条件つきのようですが、検討。それではなぜこれを検討すべきかと、申請すべきかということをこれから議論を少しさせていただきます。

まず現状ですが、あそこの現在計画されている浜吉田東部地区というのかな、あそこに建築された場合の1.5キロ以内で100軒以上ぐらい、例えば松並住宅なんかも入るんですね。それからこちらから行くと、いわゆる阿武隈環境さん、もちろん牛橋公園全部入っちゃいますし、それから阿武隈環境さんあるあたりまで全部入るんですが、そういったことでそこに対する臭気というものの問題がね、発生するだろうと、と同時に今全国で毎年1万件以上のクレームが発生しているんです。牛舎建築の畜産のにおいのね、特に牛関係、こういう実態があって、各自治体でいろいろ検討対策委員会とかやっているんですね。それをどう考えるかと同時に防臭法規定になって、当初建てたときには先ほどちょっと2番3番方で申し上げていますが、規制基準を全部クリアしているんですが、実際今になって規制をオーバーしていると、チェックしたらというのが非常にふえてきているという現状、そういう現状からいくとまず最低限防臭地域に規定して法

的な守りを入れて、その後今度どうするかという各事業者と交渉するということが大事になってくるんだと。交渉するに当たってそういった規制も何もなくてただ利用しますからといったってこれはなかなか業者も金のかかることですからやらないと、そのまず最低基準として防臭地域に指定すべきではないかと思うんですが、そういう意味ではどんなふうに全国の状況を見てどんなふうに町長お考えかお尋ねします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今議員のほうから現状、全国の状況などもるるご紹介していただきましたが、確かに当初の立地、創業時における状況とその後の状況が大分違っているケースもあるというふうな内容でございましたけれども、行政といたしましては、まずは法で定めている基準をしっかりとクリアしていただけるような防臭対策を確認をさせていただくということが大事だろうというふうに思いますけれども、問題はその後の継続した監視、確認、これが重要ではなかろうかなというふうに思います。施設の経年劣化なり、あるいは当初設置整備された諸機能の機能低下というふうなことも十分あり得るだとうと、そういうことがご紹介のような状況になっているんじゃなかろうかなというふうに思うわけでございますので、しっかりとその後の状況を監視、あるいは必要な改善策を行政としてもしっかり取り組んでいくという、そういう継続した対策対応が重要なんじゃなかろうかなというふうに受けとめるところでございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。私は完全ではありませんが、何件か苦情調べた件では四国の例では農家、畜産農家69戸中26戸、38パーセントで苦情があったと、もちろん最低限の防臭の基準、さっき言った3点の基準はクリアしている。しかしその後調査したらば、38パーセント苦情あったと。それから群馬県、これは全農家5戸、規制基準を超えて悪臭が発生した。群馬県全体では悪臭100件のうち70パーセントが牛舎からの悪臭問題だったということで、非常にこういう今問題になってきているということ、しかもこのベースにあるのはやはり地域規制をきちんとやっていながらこうだということです。最低限のまず抑えが必要だろうということで申し上げています。

それで、先ほど回答の中にも臭気については感じ方個人差があるというお話。確かに学者なんか言っているのは、発生元の90パーセントカットしても人の感じるのは半分しか軽減されていないと、95パーセント以上、95パーセントカットして初めてちょっとややにおいするかなという程度で余り生活に影響ない。95パーセントカットというのは非常に業者にとっては厳しい数字だと思います。だけども、農場建ってから後で規制、あれすべきだ、こう言ったってなかなか業者は採算ベースで考えます。表にはそうは言いませんけれども、言わないというのが現状だよね、民間の場合はね、申しわけないけれども、だからこそ最初にやる。

それともう一つ肝心なのは、牛舎大規模農家というのは大体200頭で大規模だと判断するんだと、それで6,000頭といったら大規模どころか超大規模で、北海道を除けばこの辺ではまず6,000頭なんていうのはないだろうと思うのね。そうすると、そういう事例がないだけにどういう悪臭が混合してね、悪臭がどういうふうになるか、まして2、3日みたいに非常に風強いときには10キロぐらいまではこう臭気が飛んでくるという事例も研究事例も出ているんです。ですから、最悪のことも考えて、まず手を打って。

牛舎建築するなと言っているんじゃないですよ。別の私はこれに反対しているわけで も、ある意味では肉がないですから、この辺に肉というのも必要だと、豚にしたって、 鶏にしたって、牛肉にしたって、私は欲しいと思うし、それは産業振興の、あるいは地場産品の一翼になれれば、貢献できればいいと。ただ反対するんじゃないんですが、やっぱり業者と町と行政と住民と3者一体になって3者がいい方向に持っていかないと後で住民訴訟なんかになった場合にはえらい問題になって、業者にだけ負担が行きますよと、それでもお金投資して解決してくれればいいですけれども、なかなか金かかるのは解決しないから前もって考えられる手を打つべきじゃないかということで、この防臭法をね。これはおっしゃるとおり、県で指定する。市は単独できます。宮城県内を例に調べましたところ、全部市は指定になっています。町村でなっているのは亘理町と七ヶ浜だけ。亘理はなっているんですよ。再度お尋ねしますけれども、いろんなそういう状況からして私は防臭法を申請すべきだと思うんですがいかがでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。確かに議員からは今転ばぬ先のつえ的なですね、そういう警鐘を鳴らしていただいたのかなというふうに思いますが、具体的に亘理町と七ヶ浜の町としての、自治体としての取り組みがお話ありましたけれども、私が知る限りでは亘理町さんの場合は、阿武隈川を挟んで旧大昭和製紙のですね、関係でそういう対応をとられているのかなというふうに考えるところでございます。いずれにしても議員ご指摘のような部分を行政としてもしっかり受けとめながら、まさに転ばぬ先のつえにならないように対応していくことが肝要なのかなというふうに思っているところでございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。確かに亘理町は私も調査したところ、平成4年に防臭の地域指 定になっている。地域した場所はおっしゃるとおり、逢隈地区ですね、の工業団地、あ の辺一体。もともと発端になったのがやはり大昭和製紙さんの今ではそのにおいはしま せんけれどもね。15年、20年前は非常に私もあそこを通るたびにね、非常に。そう いったことで宮城県内では県で指定した町村は亘理と七ヶ浜。あそこは魚の加工で指定 になった。それで私も県のほうの担当課と何回か電話してやり、今お話出ていましたけ れども、1社だけでは指定できないんですよみたいな、住民がその辺できないと、でも 申し上げた。大規模畜舎200頭で大規模なんですよと、であればあそこに1カ所に6, 000頭、そしたら大規模牛舎が30社入っていると同じなんですよと、どう考えるん ですかと、法的に1社かもしれないけれども、実態は30社に相当するんだと、そした ら何も言えなくなって、申しわけない、県のOB世話になっている方たくさんいる。県 の担当は、窓口は東仙台にある畜産保健衛生所だということで、そこにも行ってきまし た。正直言って石巻市役所、ぎゅうちゃんファーム、それから石巻2回行きましたけれ ども、亘理、そういったところもずっと行って調べてきました。ここで取り上げるにし たっていい加減なことは言えませんのでね。そういう環境からしてもね、まずきちんと 申請をしてやるべきじゃないかと私は思うんですが、再度そういったことで住民の安 心・安全を、とにかく不安を解消するという意味においてもね、そこからスタートして、 それをベースに交渉していくということがまず大事かなと思いますが、これはいずれ今 この場でなかなかはいと言っても返事できないかもしれませんが、やるべきだというこ とで申し上げておきたいと思います。

そこで2点目に入りますが、我が町もごみ問題や悪臭問題で環境基本条例を制定すべきではないかという、先ほどの回答だと、そういう方向で検討しますというような回答と受け取ったんですが、それでよろしいかどうかだけ確認します。

町 長(齋藤俊夫君)はい。2点目の環境基本条例の制定につきましてはですね、今後議論を深め

ていく中でですね、町としてのこの必要性について共有ができれば、そういう方向を模索してまいりたいなというふうに思います。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。そういう方向でね、検討するということでぜひこれは昨年の8月には私の環境条例の、あれはごみを中心にやったんですがね、そういうことでも申し上げていましたので、今回それも悪臭も含めてもう一度、復興もあれで大変だとは思いますが、ぜひ検討をするべきであるということで申し上げておきたいと思います。

それから3点目に入りますが、牛舎建築の3点、いわゆる基準値、これは法に基づいた敷地境界の規制基準が排気指数15ということ、排出口の臭気が2以下と、これは15と2と指数と強度というと違うんですね。強度のほうは5段階、6段階かな、ゼロから5までだから6段階、2以下と、2以下というのはほとんどにおいがしない。2.5から、もう5になったら強烈に頭が痛くなるぐらいということで、2以下ということで、これがいわゆる一般にいう臭気のカット率が95パーセントだと2以下だということで、90パーセントだと臭気は人間が感じるあれは50パーセントだという、これは学者何人も論文出ていますのでね、間違いないだろうと思いますが、非常にそういう意味では。それで、排出水の基準が31という数字が出ています。これをしっかりと抑えるべきではないかということで、先ほど1番目に申し上げた防臭対策をまずやれば、これが最低の基準にまずなってくると、それでも先ほど申し上げましたけれども、実際動くとクレームが38パーセントか何パーセントか、あるいは5件調べたら5件とも現在では基準をオーバーしていると、そこで業者と交渉してもらう必要があると思うんですが、5番目ですね、臭気対策公害防止として発生源の牛舎とのまず交渉すべきではないかと思うんですが、今までどの程度、どこまで交渉になっているかお伺いします。業者とね。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどもお話し申し上げましたように、基本的には亘理町に立地する 事業所、企業ということもございますので、亘理町さんを介しての現段階での接触交渉 というような内容でございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。私は先ほど石巻2回行きましたと申し上げましたけれども、農 場も見せてもらっています。社長にアポをとって社長にも面会をしました。別にクレー ムに行ったわけではないです。現状とうちの町で困っている町民がいるんで現状とか、 考え方を教えていただきたいということで、社長とそれから責任者の取締役さんには現 場も見せていただいたと、実際私が思っていたよりは確かににおいは少なかったなと思 います。これは気象条件とか条件によりますからあれですけれども、社長の経営方針だ とか、今後どういう対応をする予定であるとか、つもりであるとか、いろいろお伺いし ました。その中で、先ほど出ていましたが、防臭のための薬剤デオマジックだか何とか という薬剤をしますとか、散布しますとかね、切り返しはこうやりますとか、おが粉を やっています。確かにおが粉をやっていました。ところが、こんなことを言っちゃあれ ですが、デオマジック薬品で香水みたいな一種のね、その設備をちょっとしていたとこ ろを見せてもらったんですが、凍結して取り外して今使っていません。要するに当初は いいかもしれません。だけどそういうことあったって直し、恐らく直すんでしょうけれ ども、ちょうどタイミング悪く私が行ったときはポンプだけは見せてもらいましたけれ ども、配管は全部アウトだと、こういうことあり得るわけです。当然ね、と同時に、今 600頭あそこにいます。600頭を水と堆肥を分離するためにタンクが大型タンク2 台あります。600頭で2台ですよ。6、000頭というのはどうなりますか。何千万

という投資。投資するんですかといったらする計画ですということはおっしゃっていましたけれども、これとて私はあくまでも一山元町民としてお尋ねに教えていただくために、クレームを言いに行ったわけではもちろんございません。そういったことで現状を教えてほしいと、住民が心配しているのでということでやってきましたけれども、実際本当に町として責任ある行政としてその辺はきちんと押さえてもらわないと、やあつくりました、話が違うんじゃないですかということになりかねないという心配で、疑っているわけじゃありませんけれども、最大限の町民の不安を解消すべく努力は、町としてやっぱり、担当としてしてほしいなと、すべきでないかということで申し上げているんですが、その辺は亘理町から情報をもらうだけじゃなくて、直接、工場立地は確かに向こうですけれども、本当に隣接していますから、ぎりぎり、あの現場も私何回も行って写真も撮ってきていますけれども、本当に工事は進んでいます。3月中に亘理町役場の担当課行ったり、3月中に整地して引き渡す予定だと、そしたら向こうはもう工事始まる可能性ありますから、早く行ってそれなりの交渉のテーブルに着くべきじゃないかと思いますが、町長のお考えはどうですか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ただいまの議員のお話を伺っていましてですね、我々も一定の対応はしてきたつもりでございますけれども、やはり状況をもう少しさらに確認する手だて、必要性を感じたところでございます。単に一定の確認、やりとりということにとどまらずですね、先を見据えた対応も相当程度やってきませんとですね、いろいろと問題になりかねない部分も含んでおりますので、亘理町なり、事業者との検討、確認をですね、さらに強化をしてまいりたいというふうに思います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。そういうことで、亘理町に行きまして担当課長と話、もちろん 班長等も含めて話した中で、覚書、協定書、もう原稿はできていると言っていました。 3月末に土地の譲渡をする予定なので、それ終わり次第、あるいは同時に協定書を結ぶ という話までなっているんですが、我が町もそういう状態になっているのかどうかです ね、なってなければ半歩、いや一歩、何歩遅れかなと、そのためにも早くこういう情報 が、建てるという情報はわかって決定ではないでしょうけど、至急話し合い。なぜ至急 やるべきかと、まず防臭法やるべきだと申し上げましたけれども、いろいろ何カ所か関 係部門行って、1つ私はヒントが、いわゆる3者にとっていいというヒントというか、 感じてきました。それは何か、後でこの緩衝地帯という話を申し上げようと思っていま したが、いわゆる亘理町でうしちゃんファームのほうにご紹介している土地は大きくい うと3つ、A、B、Cの3つ。Aブロックというのは鳥の海に接した一番北側、Bブロ ックというのはいずれも吉田浜なんですけれども、Bブロックとは海岸に面したソーラ ーハウスとあそこの中間のところにあるちょっと細長い、そしてCブロックが今話題に なっているあそこ建てようという、牛舎を建てようという。ところが、牛舎を建てよう というあの土地は大体13ヘクタールだったかな、正方形ぐらいに、ところが配置図見 ると西側のほうキャベツ畑にして緩衝地帯にするという、牛舎は海側につくるんですね。 海側とちょうど山元町の境のほうにという計画。それで申し上げたのは、亘理町ですけ れどもね、業者さんに行ったのはその前だったので業者には話は聞かなかったんですけ れども、亘理町も当初はBブロック、細長いところに、これは23ヘクタールぐらいあ るのかな、そこに提案していたと、Aブロックというのは先ほど非農地が真ん中に入っ ていたりして、ここはだめだということで、あそこは牧草地にしたということで、これ

はこれでいいと思うんですが、Bブロックにやる山元町と接していないところに、それ以上の面積があってこうある、ただ細長いものだから牛舎の配置が細長くなるということで効率が良くないとかいう、そういう事情があるという。ところがこれはよく考えれば業者の自由であって、住民とかあれの臭気の排気を考えない、自分たちの都合でこっちに持ってきたと、極端に言えばですよ。それはちょっとね、一方的に言葉は悪いですけれども牛橋地区の周辺の住民だけ臭気は我慢してくださいという極力におい出ないようにするけれども我慢してくれというようなことを言っているのと同じ。だから私申し上げました。私は個人的にあれだけれども、Bブロック進めてもらえませんかと、それは私は可能性あるような、そこを早く交渉してほしいと、これは何もつくるなという意味ではなくて、3者がいいように、業者も行政も住民もいいように、一番大事なのは住民ですけれども、自分たちの営業収益だけを優先して、極端に言えばですよ、こっちに持ってきたと言われたんでは我々納得できませんよというのが私の気持ちで、そこのところをそんなこと言う必要はありませんが、何とかBブロックで検討できないかという話をぜひ町として、町長として亘理、あるいは業者のほうと交渉すべきでないかと思うんですが、そういう考えあるかどうかちょっと。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。町としてもご指摘いただいたような部分も含めて吉田東部の土地利用 全体の関係については、認識しているところではございますけれども、今改めてご指摘 いただいた点も含めましてですね、至急亘理町なり、事業者の方と協議を詰めるように してまいりたいなというふうに思います。
 - 1番 (岩佐哲也君) はい、議長。時間もありませんので、大至急、ないというのは質問の時間じゃなくて、質問の時間もありませんけど、向こうとの工事の進捗がもちろん経営ですからいろいろ考える必要もあるでしょうし、ぜひその交渉をしてもらいたいのと同時にあそこにつくった場合にはやはり法的な部分で30社ぐらいに相当するような、6,000頭ですからね。聞くところによると、これを1万以上にふやす計画も、将来ですけれどもね、あるんだということになればなおさら最初からきちんと手だてを打っておくということがまず大事。それでもなおかつ問題は起きると思います。だけどこれはあと個々にその都度やっていかざるを得ないと、そういったことで2つほど、1つには場所の検討を申し入れしたらどうかということと、防臭指定、地域指定を県に申請をしてもらうべきじゃないかということを申し上げて次の質問に入りたいと思います。

大綱第2ですけれども、町政運営に関する町長の考え方、取り組む姿勢ということで、 先ほどお話しいただきました。町長の基本姿勢、これはここで議論するというのではな くて、確認という意味でございます。これは町長の権限でございますのでね、どうある べきだなんていうことは申し上げるつもりはさらさらございません。ただ、先ほどの回 答ですと、一応、再生、リフレッシュ、活力創造を念頭に我が町の将来を見据えつつ活 性化、町民の幸せ実現のために努力してまいりますというお話。それで戦術的なものと して対話と協調、連携による合意形成と政策反映させて町民の総力をということで、ぜ ひともこの合意形成ということを大事に取り組むべきじゃないかなということで、この 件についてはどうのこうのは申し上げません。

そこで2番目の「楕円の哲学」ということで、これは先ほどご説明いただきました。 大平正芳さんのあれですが、政治といいますか、行政と住民との利害関係という捉え方 でのお話ありましたが、私はこれはバランスということで、いわゆる一つの問題を解決 するには必ず右と言えば左、賛成と言えば反対、東と言えば西とか、南と言えば北という、必ず相反する問題があって、そのバランスを一つだけに絞ったらなかなか解決つかない。いわゆる別な部分の反対の意見も、反対の立場のこともよく考えて解決すべきじゃないかというふうに捉えてきました。ここでこんなことを申し上げるのは何ですが、私も議会議員に手を挙げたときには姿勢としてやっぱりこの論理ですね、哲学を「楕円の哲学」と次に取り上げました「情と理」、それから3つほど私も信念として3つほど、この2つをちょっとどうお考えになるかということで取り上げさせてもらいました。

そこで、この被災者支援の例、昨年、5月6月ぐらいから12月まで随分議論させて いただきました。その根本にあったのが、いわゆるそれ以前に被災3団地に重点的な配 分を支援をしたと、少しこうアンバランスな面があったんではないかということで調整 しようということで、1種、2種、3種、3団地以外のところで現地定住した再建され た方等に支援をしようということ、それは私は非常に、ある土俵では3団地移った方と そうでない方という、そういう捉え方では片方には支援が薄かったから見直そうという ことは私は賛成だし、そうあるべき、ところがそこでまた新たなアンバランスが出てき たと、それは3種の地区には100万、1種、2種はゼロだという、そこで我々も声を 大にして申し上げた。ちょっとアンバランス過ぎませんかと、いわゆる私の根底にあっ たのは、「楕円の哲学」から言うと、もうちょっと配慮すべきではないかということで、 非常に町長には申しわけなかったけれども言葉は強く申し上げたのはそういう背景があ ったと。結果として12月にね、9月の議会を経て12月に再々度支援をしていただく、 一部の住民からすれば満足ではない部分もあったかと思いますが、ある程度大分ご努力 いただいたということは、私もそれなりに評価はしている。そういったことで、今後と も今回手を挙げられたということでね、あえてこれを申し上げたんですが、今後ともこ ういうケースが出てくると思うので、そのときはぜひひとつ、1点だけがよければいい というのではなくて、それではバランスが崩れますよと、ですから2点あって初めてこ う、そこを回すことによってバランスがとれるんだということをひとつね、参考にして いただければなということでこれを申し上げた次第であります。

そこで3点目に移りますけれども、3点目のいわゆる「情と理」という、これは先ほど申し上げましたけれども、後藤田正晴さんの総理大臣を断った男として有名ですし、有名な官房長官、ロッキード事件でも活躍されたという非常にかみそり後藤田と言われたぐらいのね、非常に優秀な国会議員でした。その方の本も私も買っていましたが、「情と理」というのを非常に大事にしていた。いわゆる行政マンは法に従った、あるいは前例に従ってやると、これは理にかなう。ところがそれだけでは済まないですよと、情、情けの部分で個々の事情も考えながら決断し、実行すべきであるというふうに私も解釈しているんですが、これも先ほどの被災者支援とダブりますけれども、いわゆる例えば1種、2種、1種なんかでも現地再建した方にはここは住んでだめなんだということで補助がゼロだったという、支援がね、ゼロだったと、生活支援で一部出た人もありますけど、そういったことからすると、住んではだめだといいながら昔から住んでいた、結果的にはその方から税金も徴収し住んでもいいですよと、住んでいる以上は町民ですからそれなりの配慮はすべきではないかということの理でない情の部分をね、結果的には12月に配慮いただきましたけれども、もうちょっと早い段階でその辺を配慮いただきたかったなということで、そういうお考えが、どういうことでああいうふうになったの

か、その辺もしご意見があれば、なければあれですけれども、聞かせていただきたい。 今後の問題もあるものですからね。今後こういうことのないようにしてほしいという意 味での質問です。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。被災者支援制度に関係する基本的な取り組みの方向としては、最初から全てを皆さんに満足していただけるような制度の構築というのは、これはなかなか難しい面がございましたのでですね、やはり当面する部門を中心として制度を積み上げてきたというふうな部分ございます。これだけの未曾有の大災害を受けて、初めての経験の中で被災者の方々にどこまでどういう形でですね、限りある予算をうまく配分できるかというふうな視点に立ってやってきたつもりでございますけれども、やはり担当部署もですね、最初から皆さんに満足いただけるものを用意するというのは、これは現実不可能な部分でございますので、いわゆる段階的に進めてきたというふうなことで、その辺の前後関係については改めてご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

おかげさまで大分町全体としての状況が落ちついてまいっておりますのでですね、これからの制度設計等々につきましては、これまでの経験を生かしながらですね、取り組める部分が多々、町役場全体としてあろうかというふうに思いますのでですね、これまでの経験なり苦労を糧にして皆さんにできるだけ早くタイムリーに喜んでいただけるようなですね、ご理解いただけるような制度設計なり、構築に取り組んでまいりたいなというふうに思っているところでございます。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。私は当初からもうちょっとバランスをとるべきではないか、い わゆる被災された1種であろうと2種であろうと現地再建された方も山元町民であり、 なぜしないのかなと不思議に、意見ですから持っていたということですが、そういった ことを念頭に置きながら、例えば今回はこうですよと、もうちょっとしたらこうですよ という考え表明でもしておいていただければまたもうちょっと違ったんだろうと思いま すが、この点は終わったことですし、今町長のほうから今後についてはそういうことも 念頭に入れながら判断していこうと、していくつもりだというようなことが回答あった というふうに解釈して次の質問に入りますが、いわゆるこの「情と理」、あるいは「楕円 の哲学」においてもそうなんですが、もう一つさっきは3種と1種、2種の問題、今度 は津波震災を受けたところと丘通りのところ、それで12月に丘通り地区にも340件 20万を出しましょうということで、これはそういう意味のバランスをとったというか ね、こちらのほうにも配慮をしたという点でね、私は高く評価します。ただ残念ながら 遅かったのではないかと、今現在12月に340件20万出しますよということを通達 したけれども、今現在申請があったのは100件前後かな、2月末には94件と言って いました。最近2、3日前に聞いたのは100件ちょっと超えたみたいな。何でそんな のと聞きました。一つにはタイミングの問題。もう一つは、被災された大規模半壊と認 定はしてある、ところが今度20万を出すときには家を直した領収書をつけなさいと、 出してくださいという、7年前の領収書持っている人ってそんなにいないんじゃないか と、せっかく被災支援するのであれば、その部分で判定、大規模半壊と承認しているわ けですから、20万は黙ってというか、亡くなった方とかあるからそれはあれですが、 340件が300件以上ぐらい申請あってもう出しましたといってもいいのかなと思っ てお尋ねしたら100件しか今のところないと、その後どう変わっているか知りません。 2、3日前、これだって情の部分せっかくいい案出したって時間が決断が遅れたために

そういうふうになっていると同時に領収書つけないとというのがちょっと私は余りにも 情の部分がもうちょっと配慮があってもよかったのではないかなと思うんですが、この 辺は町長どんなふうにお考えでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。確かに議員ご指摘のような、そういう側面もあろうかというふうに思います。例えば町の単独予算で町の監査、あるいは議会の皆さんがそういうことでというふうな共通理解を得られる部分でもあればそれなりの手法もあろうか思いますけれども、ご指摘の部分については、国からの、県を通じて国からの支援であるということで、やはりそこには一定のその執行なり支出のですね、確認できるものを添えませんとなかなかこれからのもろもろの場面をクリアできないという、そういう側面もあるものですから、その辺の兼ね合いでやはり一定程度のものが裏づけとして用意をしていただかなくちゃないと、そういうふうな考えでございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。ですから、基本的なことにかかわりますと、理の部分ではそういうこともあるでしょう。しかし、情の部分で言えば、町長決裁で何らかの方法が出てくるんじゃないかと、それを町民に示すなり、そういう努力をすべきじゃないかということ、どうしてもできなければ町民もある程度納得するかもしれません。だけど20万出すと言ったらやっぱり領収書ないから出さないと、それでは例えば木材をホームセンターから買って直した人なんかもいるかもしれませんね。領収書の中には。あるいは大手建設会社なんか頼めばちゃんとさかのぼって領収書発行してくれます。全部が全部そういう状況でないというところがあると思うんで、住民側に立った情けというとあれですが、ちゃんと大規模半壊指定しているわけですから、認めているわけですから、そしてまた税金も恐らくもらっているわけでしょうから、固定資産とかなんとかね、ちゃんと対応すべきじゃないかと、何かしらの方法を考えるべきじゃないかということを申し上げておきます。

そこで次に移りますが、今回第6号議案で町長のいわゆる副町長、それから教育長の 15パーセント、あるいは5パーセントカットを3月末をもってやめたいと、私は理と いうのから行くとこれは当然だと思います。次の町長にまで足かせをするということは 私は納得できない。4年ごとにこれはもとに戻すというのが当然であると思うし、なぜ しなかったのかちょっと不思議なぐらいですが、まずやるべき。ただ、情の部分で考え た場合に、これは次の町長が考えることですが、情の部分で考えた場合に1つは他の市 町村と比べるとどうなのか、市の仙台を除いた宮城県のは84万3,000円かな、平 均。市を除いた13の市を除いた町村だけ見ると、町村だけね、見ると、我が町はトッ プになっちゃうという、例えばね、トップで悪いということはありませんよ。人口その 他から見ると、そういう点どうか。復興の進み具合が32年度までかかると、そういっ たことも考えてどうなのかと、いろんな観点からいくと、情の部分ではいろいろこう。 もう一つ肝心なのが昨年の4月に財政力指数がよくないということで、過疎地指定にな ったと、宮城県内で新たに人口減が厳しいと、25年から21パーセントを超えると、 33パーセントの減少率、それから財政力指数が0.5が基準なんですけれども、それ 以下の場合は赤ということで0.35だという非常に厳しいという状況も含めて過疎地 指定になった。こういう状況でやるのはどうかなと思いますが、それについては新町長 が判断することですから、申し上げませんが、町長はどんなふうにお考えかだけ参考ま でにお聞きしておきます。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。6号議案の絡みにつきましてはですね、今議員におっしゃっていただいた部分と相当共有する部分がございます。これまでの経緯を少しなぞれば、亘理町との合併時期尚早以降における自立のまちづくり、それに伴う行政改革の推進と、さらには大震災からの復興、創生に立ち向かうさなかにあってですね、町民、あるいは被災者に寄り添う立場からの隗より始めよではございませんけれども、町のトップとしてみずからの姿勢を示して身を切る取り組みというのは、これは極めて重要なことでございまして、一定の効果があるものというふうに私も思慮するところでございます。

一方でですね、議員にもちょっと触れていただいたように、私は特別職の報酬等に関しましては、基本的に全国的に公約といいますか、言葉はなんでございますけれども、その選挙目当てのですね、給料何パーセント削減といったようなパフォーマンスは私はやるべきではないんだろうというふうに思っております。むしろ我々為政者が取り組むべきは給料云々というよりもいかに行財政運営の面で具体の成果をですね、どれほど上げるのかと、私はそこに注目すべきじゃなかろうかなというふうに思うところでございます。そういうふうな意味では行政改革のですね、精神なり、この復興の取り組みのさなかにあるというふうなことではございますけれども、政治的判断の色濃い減額措置といった措置を無条件で次の方に引き継がれると、それはこの機会にというふうなスタンスでございます。そしてまた、あえて言うならば、これは町全体として取り組むべき問題であろうというふうに思います。常勤の特別職ということだけでなくて、議会執行部も含めて共有した問題として取り組まなくちゃない問題だろうというふうなことも含めてトータル的に判断すべき問題だなというふうに考えているところでございます。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。時間もなくなりましたので、4番、5番、まとめて最後の質問 とします。

合意形成、先ほど最初の1問についていろいろ回答いただきました。合意形成を重視して政策運営に当たるということを強調されたというふうに、これは前の選挙のときも私も口を酸っぱくお願いしたことでもありますし、これを今回の町長選に当たり、選挙公約として受け取っていいかどうか、最後にその確認をさせていただきたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これまでも「チーム山元」というふうなことを申し上げてきましたけれども、やはりそういう姿勢をもっと出す上ではですね、やはり町民が主役の行政の推進、遂行というふうなことをですね、さらに前面に打ち出しながら今後の町長選に対応してまいりたいなというふうに考えるところでございます。
- 議 長(阿部 均君)1番岩佐哲也君の質問を終わります。
- 議長(阿部 均君)お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は3月6日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでありました。